

管理者の選任・解任に必要な書類（●印）

区分		書類別	副安全運転管理者に関する届出書	安全運転管理者に関する届出書	運転管理経歴証明書	運転免許経歴証明書	安全運転管理者資格認定申請書	運転記録証明書（過去3年）	運転免許証の写し	履歴書	写真2枚
			●	●	※1	※2	●	※3	※4	※5	※6
管理者の届出	安全運転管理者	管理経験2年以上	●	●			●	●	●	●	
		管理経験2年未満	●			●	●	●	●	●	
	副安全運転管理者	管理経験1年以上	●	●			●	●	●	●	
		3年以上の運転経験	●		●		●	●	●	●	
		1年以上の管理経験又は3年以上の運転経験がない	●			●	●	●	●	●	
事業所の名称及び所在地の変更 ※7			●								
解任	使用車両が法定台数以下に減少した場合		●								
	廃業した場合		●								

※1 複数の事業所で運転管理の経験がある場合には、事業所ごとに証明書が必要

※2 自動車安全運転センターにて発行

運転免許証の写しでも可(表面のみで可(記載事項の変更手続きをしている場合には両面が必要))

自動車安全運転センター山梨県事務所

南アルプス市下高砂825 山梨県総合交通センター3階 TEL:055-285-2345

※3 自動車安全運転センターにて発行

有効期限:届出日以前、1ヶ月以内の発行日のもの

※4 表面のみで可(記載事項の変更手続きをしている場合には両面が必要)

※5 様式の指定はありませんが、住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、資格・免許、賞罰の項目が記載されているもの

※6 写真は、上三分身(胸から上)で縦3.0cm×横2.4cm(免許用写真のサイズ)のもの

※7 事業所移転の場合

移転先住所地を管轄する警察署へ届出書及び安全運転管理者証を提出

選任、解任が伴う場合には、届出書、添付書類及び前任者の安全運転管理者証を提出

・同一警察署管内での移転 → 現在管轄している警察署へ提出

・他警察署管内への移転 → 移転先を管轄する警察署へ提出

・安全運転管理者に変更がない場合: 届出書、安全運転管理者証

・安全運転管理者に変更がある場合: 新たに選任した方の「書類別」欄の書類、前任者の安全運転管理者証